国民年金基金連合会 宛

加入者資格喪失届

事務処理センター用

拠

届書コード
05021

身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。
届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

基礎年金番号	氏名	生年月日	性別
ー	フリガナ	5:昭和 7:平成 年 月 日	1:男 2:女

住所

フリガナ

〒　　連絡先電話番号 (　　ー　　ー　　)

都道府県　　郡　　市区町村

資格喪失

喪失理由

01：日本国内に住所を有しなくなったため

03：01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったため

04：運用指図者となるため
(企業型確定拠出年金へ移換するための掛金拠出停止を含む)

05：国民年金の保険料の納付を免除されることとなったため

15：農業者年金の被保険者となったため

16：任意加入被保険者ではなくなったため

17：マッチング拠出を選択したため

18：企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出になったため

19：拠出限度額から企業年金等の掛金額を控除することにより
iDeCo加入者掛金の最低拠出額を下回ることとなったため

21：iDeCoの老齢給付金を受ける権利の裁定を受けるため
(iDeCoの老齢給付金を請求するため)

22：老齢基礎年金を受ける権利の裁定を受けたため
(老齢基礎年金を繰上げ請求または遡って受給した場合を含む)

番号	理由が起きた年月日
	7:平成 9:令和 年 月 日

※　喪失理由01,05,15は、60歳未満の場合に限ります。

海外居住者情報	国名	連絡先住所
		連絡先電話番号 (　　ー　　ー　　)

ご記入の際は、必ず「記入要領」をご参照ください。

この届はe-iDeCo(電子申請)対象手続です。詳しくは

必要な添付書類は裏面をご覧ください。

裏面に続く

受付金融機関および事務処理センター使用欄

各種届書・添付書類	受付金融機関確認		事セ確認
加入者等氏名・住所変更届	□ あり	□ なし	
加入者登録情報変更届(第2号被保険者用) (K-032A)	□ あり	□ なし	
加入者登録情報変更届(第5号加入者用) (K-032B)	□ あり	□ なし	
＜添付書類名称＞	□ あり	□ なし	

受付金融機関	
0010	りそな銀行

受付金融機関	9:令和 年 月 日	事務処理センター

●必要な添付書類

末尾に★印がある添付書類については、その発行日が、「加入者資格喪失届」の受付金融機関における「受付日」から3カ月以内である必要がありますので、ご注意ください。

喪失理由によって必要となる書類

加入者資格喪失理由	喪失理由および喪失理由が起きた年月日を明らかにする書類
01：日本国内に住所を有しなくなったため	次のいずれか、第1号被保険者（強制）でなくなったことを確認できる書類 ・戸籍の附票 ・住民票除票の写し★（コピーではなく、「写し」の原本） ・出国予定先が記載されている住民票の写し★（コピーではなく、「写し」の原本） ・在留証明書★（出国先のもの）
03：01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったため	次のいずれか、01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったことを確認できる書類 ・社会保障協定相手国制度へ加入した旨がわかる書類（適用届、加入記録の証明等） ＜発効済の社会保障協定締結国（2025.12現在）＞ ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン、イタリア、オーストリア ・20歳未満の第2号被保険者で資格喪失した旨がわかる書類（「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」） ・被保険者記録照会回答票（※1）（60歳以上65歳未満の第2号被保険者が退職したことにより資格喪失する場合を含む）
04：運用指図者となるため	添付書類は必要ありません
05：国民年金の保険料の納付を免除されることとなったため	次のいずれかの国民年金保険料の納付免除等を確認できる書類 （氏名欄まで必要なため、圧着はがきの場合は両面ともにコピーが必要です） ＜申請免除の場合＞ ・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書のコピー ・国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間証明書のコピー 又は学生納付特例申請承認通知書のコピー ＜生活保護のうち生活扶助をうけたことによる法定免除の場合＞ ・生活保護受給証明書のコピー （この場合、生活保護受給証明書の「保護の種類」欄に「生活扶助」と記載があることをご確認の上、ご提出ください。 また、この届書の表面の「理由が起きた年月日」欄には、生活保護受給証明書の「受給期間の開始日」欄に記載された日付の、前月1日をご記入ください。）
15：農業者年金の被保険者となったため	農業者年金被保険者証のコピー（※2）
16：任意加入被保険者ではなくなったため	任意加入被保険者でなくなったことを確認できる書類 ・被保険者記録照会回答票等（※1）
17：マッチング拠出を選択したため	添付書類は必要ありません
18：企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出になったため	
19：拠出限度額から企業年金等の掛金額を控除することによりiDeCo加入者掛金の最低拠出額を下回ることとなったため	
21：iDeCoの老齢給付金を受ける権利の裁定を受けるため	
22：老齢基礎年金を受ける権利の裁定を受けたため	次のいずれか、老齢基礎年金の受給権者であることを確認できる書類 ・年金証書のコピー ・年金決定通知書・支給額変更通知書のコピー ・年金額決定通知書のコピー

※1：「ねんきんネット」による電子版（PDF）のコピーでも可
※2：保険者番号及び被保険者等記号・番号部分は塗り潰した上で添付してください。